

# 第28回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第28回定例会 令和元年7月31日

開会 15時30分 閉会 17時00分

出席委員 (22名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	8 齊藤敏彦	推進花岡幹夫
	1 0 柳澤多久夫	推進荻原薫
	1 1 荒木稔幸	推進佐藤富士夫
	1 2 渡邊幹夫	推進竹内芳男
	1 3 小山肇治	推進渡邊重昭

欠席委員 7 成山喜枝

議事録署名委員 8 齊藤敏彦 1 0 柳澤多久夫

出席職員 (5名)	農業委員会事務局
	事務局長 関 博一
	事務局次長 織田 秀雄
	事務局 笠井 昌鷹
	事務局 河口 晋也
事務局 堀場 亜紀	

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第28回定例総会を開催します。議題がたくさんありますので、よろしくお願ひします。本日は成山委員が欠席です。会長、挨拶をお願ひします。

議長

皆さんこんにちは。長かった梅雨が明けました。昨年より30日も遅いということです。梅雨明けからゲリラ豪雨があり、災害にあわれた方には心よりお見舞い申し上げます。4月、5月あたりは少雨で困ったと言っていました。6月、7月は大変多くの雨が降り、晴天も少なかったため、農作物にだいぶ被害が出ていて心配されます。いっつもながら農家泣かせのシーズンとなりました。

本日は議題がたくさんありまして、人・農地プランの関係や農地パトロール等事務局より説明があります。スムーズな進行を心がけますが、皆さんもご協力よろしくお願ひします。

それでは、本日の議事録署名委員の指名についてですが、8番の齊藤委員と10番の柳澤委員にお願ひします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

番号1、〇〇です。場所は〇〇集落から〇〇へ向かう県道沿いにある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。この農地の周囲は譲受人の農地があることから、一体として利用すれば効率的で営農も拡大できるために譲り受けるものです。野菜を栽培する予定です。譲受人の自宅からも近く、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。場所は〇〇の所沢川の東にある集落の農地になります。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。営農を拡大するために譲り受けるものです。野菜を作付けする予定です。譲受人の自宅からも車で〇分ほどと近く、問題ないと判断しました。

続きまして番号3になりますが、番号4と隣地で譲受人も同一のため、一括して説明させていただきます。番号3、〇〇、番号4、〇〇です。番号3、4の譲受人、譲渡人はともに〇〇の方です。場所は浅間サンラインの〇〇との境界付近南の農地です。譲受人は営農を拡大するために譲り受けるものです。葉物野菜ではない野菜を作付けするとのこと。譲受人の自宅からも車で〇分ほどと近く、問題ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。譲受人は〇〇に本店がある会社、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は農地所有適格法人として園芸栽培を行っています。譲受人は経営規模を拡大するために譲り受けるものです。ビニールハ

ウスなどを設置する予定はないため、雨の影響をあまり受けないパンジー、ビオラを営農する予定です。譲受人の長野農場の隣接地であるため、問題ないと判断しました。以上です。

議長                    ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員                説明させていただきます。地図の1ページをご覧ください。場所は千曲川の橋を渡り〇〇地籍の〇〇の近くです。譲渡人は、譲受人に長年土地を貸していました。今回の申請地が、譲受人の耕作地の真ん中にあることから一体的に耕作したほうが効率的ということで譲り受けることになりました。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

                          特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

                          全員の賛成と認め、決定いたします。

                          続きまして番号2の案件につきまして、花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員                説明させていただきます。地図の2ページをご覧ください。〇〇の公民館から〇〇メートル離れた住宅と農地が混在した場所になります。譲渡人は勤めているため、十分に農地を活用することができず、以前からソバ農家の方々に貸したりとしてきたようです。譲受人は農業委員や近隣の農家の方々と定期的に話し合いをして、草刈、水路の管理など全面的に協力をしていくということでした。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長                    ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

                          特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

                          全員の賛成と認め、決定いたします。

                          続きまして番号3と番号4の案件は譲受人が同一ということと、隣接地であるということで一括説明をさせていただきます。それでは担当の竹内

委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくお願いします。地図の3ページをご覧ください。場所は浅間サンラインの東側にあります。〇〇と向かいにある〇〇のさらに西にある穏やかな傾斜地にある農地です。3条の3、4ともに譲渡人、譲受人は〇〇の方です。譲受人は農業関係の会社役員をしていて、息子夫婦と一緒にやっているとのことです。取得後は野菜を栽培する予定です。問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3、4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。採決は別々にとります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくお願いします。資料の4ページをご覧ください。千曲ビューラインから〇〇地区に向かってすぐに上がったところを左折し、〇〇メートルくらい入った場所です。今回の申請地の向かい一体が〇〇さんの借りている土地です。譲渡人は規模縮小をしたいということ、譲受人は規模拡大をしたいということで今回の申請となりました。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明いた

します。計画変更1件、申請7件です。議案書3ページをご覧ください。計画変更1と番号1は同一の場所になりますので、あわせて説明させていただきます。図面の5ページをご覧ください。番号1、〇〇、所有権移転です。場所は東御中央公園〇〇南の〇〇内にある農地です。計画変更申請で、住宅、駐車場敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で夫婦です。当初、夫婦連名で住宅敷地として農地転用を計画し、平成〇〇年に許可を受けましたが、許可後に夫婦別居となったため、夫婦での住宅建設を断念することとなりました。このたび妻が全部を承継し、住宅を建設することとし許可後の計画変更とするための申請です。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、所有権移転です。図面の7ページをご覧ください。場所は東御交番の北に上がったところにある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲受人は自宅隣に新居を建築したいとのことです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇ほか〇筆、使用貸借権設定です。図面の9ページをご覧ください。国道18号線〇信号から南に向かい〇〇隣にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇ほか〇筆、使用貸借権設定です。図面の11ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方で親子です。譲受人は現在借家に住んでいますが、親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇、使用貸借権設定です。図面の13ページをご覧ください。〇〇の北西にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲受人は親の土地を借りて住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇、所有権移転です。図面の15ページをご覧ください。〇〇東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は申請地と自宅との境界部分の石積が崩れそうなたため、新たに石積擁壁を設置する計画で、譲渡人は面積も狭いため譲受人の申出に応じたものです。第1種農地ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと

判断しました。

続きまして番号7、〇〇ほか〇筆、使用貸借権設定です。図面の17ページをご覧ください。〇〇東側にある農地です。住宅敷地の申請です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で親子です。譲受人は車椅子生活の母と同居しており、現住居はバリアフリー対応していないため、自宅横にバリアフリー化した新居を建築するための申請です。第2種農地で、代替性がないということで、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。計画変更1ならびに番号1の案件につきまして、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の5ページをご覧ください。場所は〇〇の真ん中あたりで、東御中央公園〇〇の南側です。共有名義だったが、譲渡人の2分の1を譲り受けて、譲受人が住宅と駐車場を建築したいということです。〇〇の真ん中あたりで周りが住宅なので問題ないと思いますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。計画変更1ならびに番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。計画変更1ならびに番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の7ページをご覧ください。東御交番を北に〇〇メートルくらい上がって左の農地です。〇〇さんの自宅の庭先のような場所です。親の土地を譲り受け新築し、面倒をみていきたいということです。問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、同じく依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の9ページをご覧ください。国道18号線○の信号を南に下りて、最初の信号を左に曲がったところに○○があります。そのすぐ脇の場所です。譲受人は○○のアパートに住んでいますが、奥さんと子供○人で手狭になったということです。お母さんの土地を借り、住宅を新築したいということで問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、荒木委員より説明をお願いします。

荒木委員

よろしく申し上げます。資料の11、12ページをご覧ください。場所は○○から東へ行ったところになります。譲受人は○○で借家住まいをしており、もうすぐ子供が生まれ手狭になるということで、住宅敷地を奥さんの実家近くで探していました。譲渡人であるお父さんの家の隣地の畑に住宅建築することとなり、今回の申請となりました。○○と○○の間に赤線が通っていきまして、東御市の建設課と協議し、払い下げの手続きをしているそうです。問題ないと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

よろしく申し上げます。地図の13ページをご覧ください。県道丸子北

御牧東部線を〇〇からの〇〇に上って行きますと、〇〇地籍に〇〇があります。右に曲がり、〇〇メートルほど行くと申請地があります。申請地の近くに譲渡人の実家があります。そこで同居している譲受人は〇〇をしておりますが、子供が大きくなり手狭となったため、親の土地を借りて住宅を新築したいということです。申請地は草地となっていて何も耕作はしていません。近くには譲渡人の畑がありまして、周囲に問題を起こす環境はないため適当と思われれます。ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号6の案件につきまして、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

よろしくお願ひします。資料の15、16ページをご覧ください。県道丸子北御牧東部線を〇〇集落に入り〇〇メートルくらい行くと〇〇というバス停があります。その交差点のところになります。譲渡人は平成〇〇年にお父さんより相続しました。相続以前から石垣は崩れそうになっていました。譲受人は、石垣を修復して住宅敷地としたいということで今回の申請になりました。特に問題ないと思いますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員

譲渡人が畑を宅地転用して、譲受人へ移転する流れが良いのではないのでしょうか。

事務局

今回は譲渡人から譲受人へ農地から宅地への転用ということです。図面の15ページをご覧ください。申請地の北側の住宅が譲受人の所有となります。その宅地の延長で石積も修繕して住宅敷地として転用する申請です。

議長

事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

ほかに何かご意見ご質問はありますか。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号7の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしく申し上げます。図面の17、18ページをご覧ください。〇〇の信号機から〇〇方面に約〇〇メートル下がって、左の細い道を約〇〇メートル上がりますと申請地があります。譲渡人と譲受人の奥さんは親子です。〇〇に家族〇人で暮らしており手狭になりました。おばあさんは車椅子生活を送っていますが、現在の住宅はバリアフリーに対応していないため、移動にとっても不便を感じており、バリアフリー化で新居を建てる計画をしました。現在の住宅を取り壊してその場所に新居を建てることも考えましたが、おばあさんの健康状態など、新居ができるまで負担になるということで、自宅とは別の場所へ建てることにしました。自宅前に古い家がありますが、それを取り壊して新居を建てることにしました。傾斜がありいびつな形状のため、その土地内だけではスロープ付きのバリアフリー化の建物が収まりきらず、〇〇と〇〇、2つ合わせて住宅敷地としました。問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号7の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号7の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

説明します。議案第3号、農用地利用集積計画の7月分についてです。議案の5、6ページが通常の利用権設定になります。9件、22筆、合計31,094平方メートルです。

続きまして、7ページが中間管理事業制度を利用した利用権設定になります。7件、15筆、合計20,906平方メートルです。

補足説明ですが、5ページの番号4の設定期間は1年となっておりますが、農地を貸すというより売りたい意向のため、とりあえず1年の設定となっ

ています。また、番号6は設定期間4か月となっておりますが、農地を借りている方が今シーズン営農を終了したいということで4か月の延長で設定したものです。以上です。

議長

ありがとうございました。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして第3回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第3回農業経営改善計画認定審査会議のご意見をお伺いするというところで、よろしくをお願いします。すべて更新で4件あります。番号1、〇〇さんです。露地栽培でワイン用ブドウの生産、加工、販売を行っています。〇〇にワイナリーを構えています。農業経営規模の拡大に関する目標で、現在〇〇アールですが、5年後は〇〇アールの計画になっています。生産方式の合理化に関する目標で、それぞれの機械を増やし作業効率をはかる計画です。目標を達成するための計画としまして、販売管理ITを利用していきます。生産方式についても、草刈機など自動で動く機械の導入で大きい面積を効率よく生産していきたいということです。常時雇用人数も〇人から〇人に増やしていきたいそうです。〇〇さんについては以上です。

議長

ありがとうございました。担当の柳澤委員より補足説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくをお願いします。〇〇さんは区の役員の仕事も一生懸命やっていますし、〇〇や荒廃地再生のためにブドウ畑を増やし頑張っています。認定農業者の更新として問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(山崎委員挙手)

山崎委員、どうぞ。

山崎委員

農業所得現状〇〇万円は完全な利益のみですか。

事務局

売り上げから経費を引いた所得となっています。

議長 ほか何かございますか。規模拡大ということで頑張っていたきたいと思いますと思います。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 番号2、〇〇さんについて説明します。現在〇〇にワイナリーを構えておりまして、醸造用ブドウの醸造、ワイン販売を行っています。面積の拡大については、現状〇〇アールから5年後には〇〇アールにしていきたいということです。収穫量のアップをさせて生産量のアップに繋げていきたいということです。農用地の圃場が散在しているのですが、このハンデを克服するべく、スタッフの技術向上に注力し栽培、消毒にかかる時間削減を目指します。経営管理についても、一部を会計事務所に委託していますが、スタッフが農作業に出られるように委託を増やしていく計画です。5年後面積の拡大に伴って、常時雇用も〇人から〇人に増やしていく計画です。以上です。

議長 ありがとうございます。担当の柳澤委員から補足説明をよろしく願います。

柳澤委員 よろしく願います。〇〇さんも一生懸命やっていて、荒廃地をブドウ畑にしていますし、従業員の方と仲良く作業もしています。更新にあたっては問題ないと思いますが、一部相対で農地の貸し借りをしているところがあります。もう少し農業委員を通して貸し借りしていただきたいと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。一生懸命頑張っているということです。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 荒廃地をブドウ畑にしているということですが、みんな借りている土地なのですか。自分の農地はないのですか。

柳澤委員 農地に限って言いますと、〇〇さんも〇〇さんも100パーセント借りている土地です。ただ、建物に関しては自分の建物です。

(花岡委員挙手)

議長 花岡委員、どうぞ。

花岡委員 事務局にお聞きします。自分の土地は持っていないという人が今後増え

てくると思いますが、それでも支援センターは支援してくれるのですか。ある程度自分の土地を持っていたほうがいいのではないかと考えてしまいますが。

議長                    それぞれの経営者の考え方ですし、そういった制約はないところですが、事務局どうですか。

事務局                特に所有や貸し借りに制約はありませんので、経営者の判断になるのですが、利用権の貸し借りの方が所有権移転よりスピード感は早いと思います。もし、後々認定農業者さんが所有権移転したいという場合、中間管理機構の事業制度を使用させていただくと負担も軽減されると思いますので、ご案内していきたいと思います。

花岡委員              はい、わかりました。

議長                    ほかに何かありますか。  
                            特にないようなので、続きまして番号3について、事務局より説明をお願いします。

事務局                ○○さんについて説明します。花卉の経営で、所得を上げる目標で、今後法人化に向けて経営していきたいということです。農業経営規模としては、ボロニアと苗をやっけていき、一部縮小、一部拡大していくということです。農業経営規模の拡大としまして、借入地を一部所有地にし、冷暖房機を○台増やし、パイプハウスを○棟増やす計画です。週休2日制を導入し、農家の負担を軽減していく予定です。家族経営に臨時雇用○名ですが、○名に増やし規模拡大をしていきたいとのことです。以上です。

議長                    ありがとうございました。担当の花岡委員より補足説明をお願いします。

花岡委員              説明させていただきます。○○さんは、○代に渡りシクラメンをやられています。品質重視で、高級感のあるものを主体に栽培しています。地域の方も利用していて、いろいろな意見に耳を傾けながらやっている農家さんです。○か所の農場を持っていて、一生懸命やっているの、応援していただきたいと思います。以上です。

議長                    ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。高品質なものを作っていくということで、ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いします。

事務局

〇〇さんについて説明をします。〇〇で牧場をやっています、肉の販売等は一部別の法人で販売を行っています。今回の認定農業者としての申請は、畜産の関係です。経営規模の拡大に関する目標として、繁殖牛、子牛、それぞれ少しずつ増やしていく計画です。生産方式の合理化に関する目標として、家畜飼育舎を〇棟増やすということです。5年後までに牛舎の新設や、給与の引き上げ、勤務時間の短縮をやっていききたいとのことです。臨時雇用は〇人から〇人にし、従事日数を減らしながら、規模拡大を進めていく計画です。以上です。

議長

ありがとうございました。担当の小林健治委員より補足説明をお願いします。

小林委員

お願いします。〇〇さんは〇月に農業委員会で表彰されました。経営管理技術も全国で最優秀賞を受賞され申し分ない認定農業者だと思います。〇〇さんは〇〇という若さなので、今後ますますのご活躍を期待しております。以上です。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。〇〇で農林水産大臣賞を受賞されたということで、今後もぜひ頑張ってくださいと思います。以上をもちまして議事を終了します。全体を通して何かご意見等ありますでしょうか。特にないようですので、議事を終了します。慎重審議へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_

(※直筆をお願いします)